

INDEX

最近の動向

- 「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直しについて」
- 「介護支援専門員の処分について」
- 報酬算定・運営基準のQ&A
- 「事業者指定更新制度とは？」
- 「月額定額報酬の介護予防サービスの提供回数について、要支援1は週1回、要支援2は週2回と一律に決めることはできるの？」
- お知らせ
- 「東京都介護サービス情報」HPが廃止されました。
- 「ノロウイルスに関するQ&A」が一部改正されました。

かいてき

便り

平成19年4月1日発行

第33号

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直しについて 最近の動向

軽度者(要支援1、2、経過的要介護及び要介護1)に対する福祉用具貸与の取扱いについて、従来の基本的な枠組みは現行どおりですが、例外給付の「判断方法」についてその運用を一部見直し、4月から新たな取扱いが開始されことになりました。見直しの内容は下記のとおりです。

例外給付の「判断方法」については、現行の要介護認定データに基づく方法を原則としつつも、下記()から()のいずれかに該当する者であることが、
「医師の医学的な所見」に基づき判断され、
サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを
市町村が「確認」している
ものであれば、例外給付を認める仕組みとします。

- () 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に平成12年厚生省告示第23号第19号のイに該当する者
- () 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに平成12年厚生省告示第23号第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- () 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から平成12年厚生省告示第23号第19号のイに該当すると判断できる者

介護支援専門員の処分について 最近の動向

東京都は、東京都介護支援専門員実務研修受講試験を不正の手段に基づいて受験した3名について、下記のとおり、当該試験の合格決定の取消し及び介護支援専門員資格登録簿からの削除を行いました。

- (1) 処分日 平成19年3月20日
- (2) 処分内容 合格決定の取消し 2名
合格決定の取消し及び登録削除 1名
- (3) 処分事由 東京都介護支援専門員実務研修受講試験受験の際、虚偽の実務経験に基づいて受験したと認められること(介護保険法第69条の31第1項該当)
- (4) その他 の処分者のうち、1名は平成18年度試験の合格者であり資格登録簿へは未登録、1名は本人からの申請に基づき登録が削除されている。

根拠法令

介護保険法第69条の31第1項

都道府県知事は、不正の手段によって介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止することができる。

なお、事実と異なる実務経験証明書を発行した事業者名は公表する場合があります。

Q 事業者指定更新制度とは？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 平成18年4月施行の改正介護保険法では、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるか、定期的にチェックする仕組みとして事業者の指定に有効期間(6年)が設けられました。事業者は6年ごとに指定の更新を受けることとなります。(平成11年から平成14年に指定を受けた事業者については経過措置があります。)

過去に取消し処分を受けるなど不祥事を起こした事業者については指定更新を受けることができません。また、人員、設備及び運営に関する基準に違反している事業者についても指定の更新はできません。

東京都における指定更新手続については、平成19年4月以降に対象事業所への通知等でお知らせしていく予定です。

Q 月額定額報酬の介護予防サービスの提供回数について、要支援1は週1回、要支援2は週2回と一律に決めることはできるの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションにおけるサービス提供回数は、地域包括支援センター等が利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、サービス提供事業者と利用者の契約により、適切に設定されるものです。

したがって、機械的に要支援1は週1回、要支援2は週2回といった形態で取扱いを行うことは適当ではありません。

「東京都介護サービス情報」HPが廃止されました

お知らせ

「東京都介護サービス情報」HPは、3月末をもって廃止となり、当ホームページ内にあった「事業所検索」、「電子申請」、「メンバー」の機能はなくなります。今後、これらの機能については、ワムネットの事業所検索システムをご利用ください。ワムネットHP(<http://www.wam.go.jp/>)>介護

また、「書式ライブラリー」は4月より「高齢社会対策部介護保険課」HP内の新しいページに移行し、掲載されることになりました。下記が新アドレスとなりますので、引き続きご利用ください。

「高齢社会対策部介護保険課」>「書式ライブラリー」HP アドレス
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/index.html>



<ご注意ください>

東京都介護サービス情報>書式ライブラリー内にあった「認知症介護研修」の категорияについては、「高齢社会対策部在宅支援課」HPに移行しました。今後、19年度実践者研修、実践リーダー研修や管理者研修などの認知症介護研修募集のご案内については、「高齢社会対策部在宅支援課」HPにて行いますので、よろしくお願いいたします。

「高齢社会対策部在宅支援課」HP アドレス
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/index.html>

第1回実践者研修の締切りは4月6日(金)となっています。

[問い合わせ先] 介護保険課介護事業者係 TEL03(5320)4274・在宅支援課認知症支援係 TEL03(5320)4276

『ノロウイルスに関するQ&A』が一部改正されました

お知らせ

厚生労働省が作成しております『ノロウイルスに関するQ&A』が、一部改正されました。

この機会に今一度ご確認いただき、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等の発生・まん延防止を徹底してくださるよう、お願いいたします。

「ノロウイルスに関するQ&A」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

[問い合わせ先] 施設支援課施設運営係 TEL03(5320)4264・介護保険課介護事業者係 TEL03(5320)4274